

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 特定非常利活動促進法施行細則の一部を改正する規則 【規則】 （県例規集登載）	県民生活交通課	目次	
○ 保安林の指定予定 【告示】 ○ 〃 ○ 〃 ○ 漁船保険付保義務の消滅 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 【公告】 ○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧 ○ 土地改良区役員の住所変更届 ○ 土地改良事業計画の変更認可申請の縦覧 ○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録に係る事項の変更 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 〃 ○ 〃	治山課 治山課 〃 〃 水産課 道路整備課 〃 経営支援課 耕地課 〃 治山課 建築指導課 〃 〃		
○ 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の正誤 【正誤】 （県例規集登載）		人事委員会	担当課（室）

◎岡山県規則第三号

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年一月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行細則（平成十年岡山県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「の職員」を「（法第六十四条第七項において準用する場合を含む。）の職員」に改める。

第二十八条の見出し中「申請等」を「提出等」に改め、同条第一項中「申請、届出及び提出」を「提出及び届出」に、「申請等」を「提出等」に、「を申請等」を「を提出等」に改め、同項ただし書及び各号中「申請等」を「提出等」に改め、同条第二項中「申請等」を「提出等」に改める。

第三十一条中「とおり」を「各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置」に改め、同条第一号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第三条第四項」を「第六条第四項」に、「申請等」を「提出等」に改め、同条第二号中「情報通信技術利用法第四条第四項」を「情報通信技術活用法第七条第四項」に改める。

第三十四条を第三十六条とする。

第三十三条第二項中「明りよう」を「明瞭」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十二条の前の見出しを削り、同条を第三十四条とし、同条の前に見出しとして「（書面の保存等における情報通信の技術を利用する方法）」を付する。

第三十一条の次に次の二条を加える。

（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第三十二条 条例第七条第三項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合とし、当該場合においては、当該部分以外の部分につき、同条第一項、第二項及び第四項の規定を適用するものとする。

一 情報通信技術活用法第六条第六項に係るもの 次のいずれかに該当する場合
イ 提出等を行う者について対面により本人確認をするべき事情があると知事が認める場合

ロ 提出等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものと知事が認める場合

二 情報通信技術活用法第七条第五項に係るもの 次のいずれかに該当する場合

イ 通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると知事が認める場合

ロ 通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと知事が認める場合

(通知等を受ける旨の表示の方式)

第三十三条 条例第七条第四項の方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法により通知等を受けることを希望する旨の知事が定めるところにより行う届出

二 前号に掲げるもののほか、知事が別に定める方式

様式第十三号(表面)中「の規定」や「(同法第64条第7項において準用する場合を含む。)の規定」及び「岡山県知事 氏 名」や「岡山県知事

」に於て、同様式(裏面)中

「2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査を受ける職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを 交付させなければならない。

3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

「2 略

3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告及び検査)

第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3～6 略

7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。

第65条。

施行期日

この規則は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

◎岡山県告示第十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和二年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市上市字大仙二二九の四、字山ノ神奥二三三の一、二三三の二、字谷向二三五の一、字百奥四七二の一、四八〇、四八三の一、四八三の二、四八六、四八八、字広高下四八九から四九二まで、字薬師堂四九三の四、四九三の六、四九三の一、四九三の一二、字広高下奥五〇一の一、五〇一の三から五〇一の八まで

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字谷向二三五の一・字百奥四七二の一・字薬師堂四九三の四・四九三の六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和二年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市足立字牛ノ泊り四〇四〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字牛ノ泊り四〇四〇の一（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和二年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

津山市阿波字大谷二六五六の二、二六五六の三、二六五六の一五、二六五六の一六、字小船瀧二七二二、二七二五、字小船ヶ谷長サコ二七二三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項の規定により、次の加入区について、平成二十八年岡山県告示第二十号（伊里加入区、邑久加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和二年一月十四日限り、消滅した。

令和二年一月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 伊里加入区

邑久加入区

◎岡山県告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高梁坂本線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高梁市成羽町坂本字広瀬上一六八四番一 地先から 高梁市成羽町坂本字日名ノ上一六八九番 一地先まで	新	二五・〇 〃 一二・〇	六六・〇
高梁市成羽町坂本字広瀬上一六八四番一 地先から 高梁市成羽町坂本字日名ノ上一六八九番 一地先まで	旧	八・五 〃 四・〇	八〇・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 勝央勝北線
- 三 道路の区域

[illegible]

◎岡山県告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類		路線名	区間	供用開始年月日
県道	長谷小串線	高梁坂本線	高梁市成羽町坂本字広瀬上一六八四番一地从 高梁市成羽町坂本字広瀬上一六九〇番一地先 を経て 高梁市成羽町坂本字日名ノ上一六八九番一地 先まで 玉野市北方字畑一〇六八番四地内	令和二年一月十七日

令和2年1月17日 岡山県公報 第12160号

〔一二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年一月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ山陽 エディオンス陽店

所在地 赤磐市下市二七七一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 生活協同組合おかやまコープ

住所 岡山市北区奉還町一丁目七番七号

代表者の氏名 理事長 平田 昌三

(2) 名称 株式会社エディオン

住所 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番十八号

代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

ア 名称 株式会社ベイクショングループ

住所 高知県高知市瀬戸一丁目二番六十五号

代表者の氏名 代表取締役 中野 文章

イ 名称 ダイヤクリーニング株式会社

住所 倉敷市笹沖一二五五

代表者の氏名 小野 好夫

（変更後）

ア 名称 株式会社AKF

令和2年1月17日 岡山県公報 第12160号

住所 赤磐市下市二七七―一

代表者の氏名 代表取締役 岡崎 寛明

イ 小売業を行う者ではないため削除

4 変更年月日

令和元年十一月一日

二 届出年月日

令和元年十二月二十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和二年一月十七日から同年五月十八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一三〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の住所に次のとおり変更があつた旨の届出があつた。

令和二年一月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

上原井領土地改良区

二 変更内容

職 名	氏 名	変更前住所	変更後住所
-----	-----	-------	-------

理 事	井 元 敏 憲	倉敷市真備町辻田四八〇	倉敷市真備町辻田六二二―三
-----	---------	-------------	---------------

令和2年1月17日 岡山県公報 第12160号

〔二四〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和二年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

北七区6条2（農業基盤整備促進（農業用排水施設）事業）
北七区8条（
”
）

三 縦覧に供する書類

計画変更を必要とする理由書

土地改良区定款

事業変更計画書

四 縦覧の期間

令和二年一月十七日から同年二月七日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔一五〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定により次のとおり生産事業者の登録の変更の届出があつた。

令和二年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登 録 番 号		生 産 事 業 者
氏 名 又 は 称	住 所	
美作一十	津山市院庄二六二番地市営住宅二三号	生産事業者の住所
小林 亮太	津山市院庄二六二番地市営住宅二三号	変更に係る事項
		変 更 前
		変 更 後

令和2年1月17日 岡山県公報 第12160号

〔一六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字金井戸一六四四―五、一六四五―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一二二五―三グランコートⅡ一〇一

近江 広行

三 許可番号

岡山県指令建指第一八四号

令和2年1月17日 岡山県公報 第12160号

〔一七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市地頭片山字竹ノ下三二〇―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区西辛川六三五B二〇二

流郷 和也

三 許可番号

岡山県指令建指第二一一号

令和2年1月17日 岡山県公報 第12160号

〔一八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市黒尾字窪田三四四―八、三四四―九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区佐山二五〇―一 シャーメゾン桃ヶ丘二番館二〇二

江草 芳朗

江草紗英子

三 許可番号

岡山県指令建指第二六五号

十二				十一								頁																																																																																									
<table><tr><td>満</td><td>十二月未</td><td>十月以上</td><td>十二月</td></tr><tr><td>六日</td><td></td><td></td><td>七日</td></tr><tr><td>七日</td><td></td><td></td><td>八日</td></tr><tr><td>八日</td><td></td><td></td><td>九日</td></tr><tr><td>九日</td><td></td><td></td><td>十日</td></tr><tr><td>十一日</td><td></td><td></td><td>十二日</td></tr><tr><td>十二日</td><td></td><td></td><td>十三日</td></tr><tr><td>十四日</td><td></td><td></td><td>十五日</td></tr></table>				満	十二月未	十月以上	十二月	六日			七日	七日			八日	八日			九日	九日			十日	十一日			十二日	十二日			十三日	十四日			十五日	<table><tr><td>八月未満</td><td>六月以上</td><td>八月以上</td><td>十月未満</td><td>満</td><td>十二月未</td><td>十月以上</td><td>十二月</td></tr><tr><td>六日</td><td></td><td>八日</td><td></td><td>九日</td><td></td><td>十日</td></tr><tr><td>六日</td><td></td><td>八日</td><td></td><td>十日</td><td></td><td>十一日</td></tr><tr><td>七日</td><td></td><td>九日</td><td></td><td>十一日</td><td></td><td>十二日</td></tr><tr><td>八日</td><td></td><td>十一日</td><td></td><td>十三日</td><td></td><td>十四日</td></tr><tr><td>九日</td><td></td><td>十二日</td><td></td><td>十五日</td><td></td><td>十六日</td></tr><tr><td>十一日</td><td></td><td>十四日</td><td></td><td>十七日</td><td></td><td>十八日</td></tr><tr><td>十二日</td><td></td><td>十五日</td><td></td><td>十八日</td><td></td><td>二十日</td></tr></table>								八月未満	六月以上	八月以上	十月未満	満	十二月未	十月以上	十二月	六日		八日		九日		十日	六日		八日		十日		十一日	七日		九日		十一日		十二日	八日		十一日		十三日		十四日	九日		十二日		十五日		十六日	十一日		十四日		十七日		十八日	十二日		十五日		十八日		二十日	誤
				満	十二月未	十月以上	十二月																																																																																														
				六日			七日																																																																																														
				七日			八日																																																																																														
				八日			九日																																																																																														
				九日			十日																																																																																														
				十一日			十二日																																																																																														
				十二日			十三日																																																																																														
十四日			十五日																																																																																																		
八月未満	六月以上	八月以上	十月未満	満	十二月未	十月以上	十二月																																																																																														
六日		八日		九日		十日																																																																																															
六日		八日		十日		十一日																																																																																															
七日		九日		十一日		十二日																																																																																															
八日		十一日		十三日		十四日																																																																																															
九日		十二日		十五日		十六日																																																																																															
十一日		十四日		十七日		十八日																																																																																															
十二日		十五日		十八日		二十日																																																																																															
<table><tr><td>下</td><td>十二月以</td><td>六月以上</td></tr><tr><td>七日</td><td></td><td></td></tr><tr><td>八日</td><td></td><td></td></tr><tr><td>九日</td><td></td><td></td></tr><tr><td>十日</td><td></td><td></td></tr><tr><td>十二日</td><td></td><td></td></tr><tr><td>十三日</td><td></td><td></td></tr><tr><td>十五日</td><td></td><td></td></tr></table>				下	十二月以	六月以上	七日			八日			九日			十日			十二日			十三日			十五日			<table><tr><td>下</td><td>十二月以</td><td>六月以上</td></tr><tr><td>十日</td><td></td><td></td></tr><tr><td>十一日</td><td></td><td></td></tr><tr><td>十二日</td><td></td><td></td></tr><tr><td>十四日</td><td></td><td></td></tr><tr><td>十六日</td><td></td><td></td></tr><tr><td>十八日</td><td></td><td></td></tr><tr><td>二十日</td><td></td><td></td></tr></table>								下	十二月以	六月以上	十日			十一日			十二日			十四日			十六日			十八日			二十日			正																																									
				下	十二月以	六月以上																																																																																															
				七日																																																																																																	
				八日																																																																																																	
				九日																																																																																																	
				十日																																																																																																	
				十二日																																																																																																	
				十三日																																																																																																	
十五日																																																																																																					
下	十二月以	六月以上																																																																																																			
十日																																																																																																					
十一日																																																																																																					
十二日																																																																																																					
十四日																																																																																																					
十六日																																																																																																					
十八日																																																																																																					
二十日																																																																																																					

〔二〕令和元年十月二十五日付け公布会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（岡山県人事委員会規則第二十六号）に誤りがあった。

十四		十三																																																																											
<table><tr><td>十月以上</td><td>十二月</td></tr><tr><td></td><td>三日</td></tr><tr><td></td><td>四日</td></tr><tr><td></td><td>四日</td></tr><tr><td></td><td>五日</td></tr><tr><td></td><td>六日</td></tr><tr><td></td><td>六日</td></tr><tr><td></td><td>七日</td></tr></table>		十月以上	十二月		三日		四日		四日		五日		六日		六日		七日	<table><tr><td>八月未満 六月以上</td><td>十月未満 八月以上</td><td>満 十二月未 十月以上</td><td>十二月</td></tr><tr><td>三日</td><td>四日</td><td>五日</td><td>五日</td></tr><tr><td>四日</td><td>五日</td><td>六日</td><td>六日</td></tr><tr><td>四日</td><td>五日</td><td>六日</td><td>六日</td></tr><tr><td>五日</td><td>六日</td><td>七日</td><td>八日</td></tr><tr><td>五日</td><td>七日</td><td>八日</td><td>九日</td></tr><tr><td>六日</td><td>八日</td><td>九日</td><td>十日</td></tr><tr><td>六日</td><td>八日</td><td>十日</td><td>十一日</td></tr></table>								八月未満 六月以上	十月未満 八月以上	満 十二月未 十月以上	十二月	三日	四日	五日	五日	四日	五日	六日	六日	四日	五日	六日	六日	五日	六日	七日	八日	五日	七日	八日	九日	六日	八日	九日	十日	六日	八日	十日	十一日	<table><tr><td>八月未満 六月以上</td><td>十月未満 八月以上</td></tr><tr><td>四日</td><td>五日</td></tr><tr><td>五日</td><td>六日</td></tr><tr><td>五日</td><td>七日</td></tr><tr><td>六日</td><td>八日</td></tr><tr><td>七日</td><td>九日</td></tr><tr><td>八日</td><td>十日</td></tr><tr><td>九日</td><td>十一日</td></tr></table>				八月未満 六月以上	十月未満 八月以上	四日	五日	五日	六日	五日	七日	六日	八日	七日	九日	八日	十日	九日	十一日
十月以上	十二月																																																																												
	三日																																																																												
	四日																																																																												
	四日																																																																												
	五日																																																																												
	六日																																																																												
	六日																																																																												
	七日																																																																												
八月未満 六月以上	十月未満 八月以上	満 十二月未 十月以上	十二月																																																																										
三日	四日	五日	五日																																																																										
四日	五日	六日	六日																																																																										
四日	五日	六日	六日																																																																										
五日	六日	七日	八日																																																																										
五日	七日	八日	九日																																																																										
六日	八日	九日	十日																																																																										
六日	八日	十日	十一日																																																																										
八月未満 六月以上	十月未満 八月以上																																																																												
四日	五日																																																																												
五日	六日																																																																												
五日	七日																																																																												
六日	八日																																																																												
七日	九日																																																																												
八日	十日																																																																												
九日	十一日																																																																												
<table><tr><td>下 十二月以 六月上</td></tr><tr><td>三日</td></tr><tr><td>四日</td></tr><tr><td>四日</td></tr><tr><td>五日</td></tr><tr><td>六日</td></tr><tr><td>六日</td></tr><tr><td>七日</td></tr></table>		下 十二月以 六月上	三日	四日	四日	五日	六日	六日	七日	<table><tr><td>下 十二月以 六月上</td></tr><tr><td>五日</td></tr><tr><td>六日</td></tr><tr><td>六日</td></tr><tr><td>八日</td></tr><tr><td>九日</td></tr><tr><td>十日</td></tr><tr><td>十一日</td></tr></table>								下 十二月以 六月上	五日	六日	六日	八日	九日	十日	十一日																																																				
下 十二月以 六月上																																																																													
三日																																																																													
四日																																																																													
四日																																																																													
五日																																																																													
六日																																																																													
六日																																																																													
七日																																																																													
下 十二月以 六月上																																																																													
五日																																																																													
六日																																																																													
六日																																																																													
八日																																																																													
九日																																																																													
十日																																																																													
十一日																																																																													

		十二月	十月以上	十二月未 満	八月以上	十月未 満	六月以上	八月未 満
		一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日
		二日	二日	二日	二日	二日	二日	二日
		二日	二日	二日	二日	二日	二日	二日
		二日	二日	二日	二日	二日	二日	二日
		三日	三日	三日	三日	二日	二日	二日
		三日	三日	三日	三日	二日	二日	二日
		三日	三日	三日	三日	二日	二日	二日

		十二月未 満	八月以上	十月未 満	六月以上	八月未 満
		三日	二日	二日	二日	二日
		四日	三日	二日	二日	二日
		四日	三日	二日	二日	二日
		五日	四日	三日	二日	二日
		六日	五日	四日	二日	二日
		六日	五日	四日	二日	二日
		六日	五日	四日	二日	二日

		六月以上	十二月以 下
		一日	
		二日	
		二日	
		二日	
		三日	
		三日	
		三日	

